

第 17 号議案

財産の無償譲渡について

下記の建物を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 26 日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

1 無償譲渡しようとする財産

所在地	構造	床面積
亀岡市安町釜ヶ前 9 番 2	鉄筋コンクリート造 3 階建	601 m ²

2 無償譲渡しようとする相手方

所在地 亀岡市安町釜ヶ前 9 番地 4
名称 一般社団法人 亀岡地区自治振興協議会
代表者 田村 彌治郎

3 無償譲渡しようとする目的

亀岡市立老人福祉センターを亀岡地区における自治会活動の拠点施設として無償で譲渡することにより、地域住民の自主的活動の場が確保され、良好なコミュニティを形成し、市民の連帯意識の醸成と自治意識の高揚を図ろうとするものである。

4 無償譲渡の条件

無償で譲渡する建物は、譲渡を受けた日から亀岡地区の自治に寄与する行事若しくは催事等又はまちづくりに関する各種事業のための施設として使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5 無償譲渡をする日

平成31年4月1日

財産の無償譲渡について

1 無償譲渡しようとする財産

所在地	構造	床面積
亀岡市安町釜ヶ前9番2	鉄筋コンクリート造3階建	601㎡

2 無償譲渡しようとする相手方

所在地 亀岡市安町釜ヶ前9番地4
名称 一般社団法人 亀岡地区自治振興協議会
代表者 田村 彌治郎

3 無償譲渡しようとする目的

亀岡市立老人福祉センターを亀岡地区における自治会活動の拠点施設として無償で譲渡することにより、地域住民の自主的活動の場が確保され、良好なコミュニティを形成し、市民の連帯意識の醸成と自治意識の高揚を図ろうとするものである。

4 無償譲渡の条件

無償で譲渡する建物は、譲渡を受けた日から亀岡地区の自治に寄与する行事若しくは催事等又はまちづくりに関する各種事業のための施設として使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5 無償譲渡をする日

平成31年4月1日